平成２９年（フ）第４６８号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地の442
債務者　クリエート・カンパニーこと　松村　聡
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５０７号
堺市南区原山台５丁６番１―1106号
債務者　堂浦　宏昭
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５１０号
堺市中区大野芝町2376番地６　マリッチ小谷303号
債務者　三浦　直美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５１１号
堺市美原区真福寺186番地13
債務者　魚谷　寿郎
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５３０号
堺市西区鳳中町10丁11番地４　上田ハイツ101号
債務者　亀井　博文
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５３６号
堺市西区浜寺元町１丁52番地
債務者　奥野　忠和
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５４０号
堺市西区浜寺石津町東１丁２番７号
債務者　三木　和昭
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
北海道岩見沢市10条西５丁目８番地フェリーチェ103号室
債務者　南出　　強
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１３０号
岩手県滝沢市篠木黒畑52番地２
債務者　齊藤真紀子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４４号
新潟県上越市南城町２丁目８番24号
債務者　遠藤　麻里
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１３３７号
大阪市西淀川区姫島２丁目４番29―202号
債務者　三島　淳子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８４６号
大阪市西淀川区柏里２丁目５番24号　ソシオ塚本ハイツ205号室、前住所大阪市淀川区塚本２丁目21番11―405号
債務者　鷲　　憲一
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８７９号
大阪市平野区喜連西６丁目２番55号、前住所大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目20番２―105号
債務者　髙橋　久子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１１８号
大阪市西区境川１丁目６番14号グランドヴィラ境川701
債務者　大坪　秀行
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４２４号
大阪市西成区潮路１丁目６番27号　グランドルチェ　404号室
債務者　藤原　敏雄
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４４７号
大阪府四條畷市楠公１丁目９番55号　サニーコート１番館205
債務者　中村　敏和
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５６２号
大阪市住吉区苅田７丁目６番２―205号
債務者　藤兼由可子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部